社会福祉法人茨城県共同募金会共同募金助成等取扱要領

第１　通　則

１　趣　旨

この要領は，共同募金による寄付金の助成の公正を期するため，その助成の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに，併せて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

２　助成の基本方針

共同募金による寄付金の助成は，社会福祉法人中央共同募金会が定める「共同募金運動要綱」及び「共同募金助成方針」に則り，本県の地域福祉が効果的に推進できるように行うものとする。特に，地域福祉を推進するうえで，市民が自分たちで課題やニーズを見つけ，自分たちも参加しながら地域を形成していく動きが期待されていることから地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民団体等が行う地域の課題解決に向けた活動の支援に努めるものとする。

３　募金の種類及び定義

共同募金の種類は，一般募金，歳末たすけあい募金及びＮＨＫ歳末たすけあいとし，各募金の定義は，次のとおりとする。

(1)　一般募金とは，共同募金のうち歳末たすけあい募金及びＮＨＫ歳末たすけあいを除いた共同募金をいう。

(2)　歳末たすけあい募金とは，共同募金のうち社会福祉法人全国社会福祉協議会及び社会福祉法人中央共同募金会が毎年度定める「地域歳末たすけあい運動実施要項」よる共同募金をいう。

(3)　ＮＨＫ歳末たすけあいとは，共同募金のうち社会福祉法人中央共同募金会が日本放送協会と協議して毎年度定める「ＮＨＫ歳末たすけあい実施要綱」による共同募金をいう。

４　助成の種別及び定義

共同募金による寄付金の助成の種別は，広域助成，地域助成，歳末たすけあい助成，ＮＨＫ歳末たすけあい助成及び地域福祉特別助成とし，各助成の定義は，次のとおりとする。

(1)　広域助成とは，一般募金による寄付金を，主に広域的な社会的課題を解決するための事業を対象として助成するものをいう。

(2)　地域助成とは，一般募金による寄付金を，主に小地域活動等地域の生活課題を解決するための事業を対象として助成するものをいう。

(3)　歳末たすけあい助成とは，歳末たすけあい募金による寄付金を，歳末たすけあい運動に関わる事業を対象として助成するものをいう。

(4)　ＮＨＫ歳末たすけあい助成とは，ＮＨＫ歳末たすけあいによる寄付金を，ＮＨＫ歳末たすけあい運動に関わる事業を対象として助成するものをいう。

(5)　地域福祉特別助成とは，災害等準備金として繰り入れて３年を経過したもの等を財源

にして地域福祉を推進するための事業に助成するものをいう。

5　助成の原則

共同募金による寄付金の助成（地域福祉特別助成の助成を除く。）は，その寄付金の募集を行う前に助成計画を作成し，これによって行わなければならない。

6　助成の対象とする事業年度

共同募金による寄付金の助成（地域福祉特別助成の助成を除く。）は，原則として，その寄付金の募集を行う年度の翌年度に実施する事業を対象とする。ただし，歳末たすけあい募金による寄付金の助成及びＮＨＫ歳末たすけあいによる寄付金の助成は，次のとおりとする。

(1) 歳末たすけあい募金による寄付金の助成は，見舞金等の贈呈，イベントの開催等の福祉活動についてはその寄付金の募集を行う年度に実施する事業を，地域福祉サービス事業については原則としてその寄付金の募集を行う翌年度に実施する事業を対象とする。

なお，歳末たすけあい運動に係る地域福祉サービス事業とは，支援を必要とする人たちが，安心して新たな年を迎えることができるよう，歳末になる前から住民の参加や理解を得て行う福祉活動をいうものとする。

(2) ＮＨＫ歳末たすけあいによる寄付金の助成は，原則としてその寄付金の募集を行う年度に実施する事業を対象とする。

7　助成対象者の範囲

共同募金の助成対象者の範囲は，本県において社会福祉事業，更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業（以下「社会福祉事業等」という。）を経営する者であって次に掲げる法人等とし，助成の種別ごとの助成対象者は，第２，第３，第４，第５及び第６において定めるところによる。

(1) 県社会福祉協議会（社会福祉法第１１０条に規定する県社会福祉協議会をいう。以下同じ。）

(2) 市町村社会福祉協議会（社会福祉法第１０９条に規定する市町村社会福祉協議会をいう。以下同じ。）

(3) 社会福祉法人（社会福祉法第２２条に規定する社会福祉法人のうち，県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を除いた社会福祉法人をいう。以下同じ。）

(4) 更生保護法人（更生保護事業法第２条第６項に規定する法人をいう。以下同じ。）

(5) 日本赤十字社（日本赤十字社法に規定する日本赤十字社をいう。以下同じ。）

(6) 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条に規定する公益法人をいう。以下同じ。）

(7) 公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条に規定する公益財団法人をいう。以下同じ。）

(8) 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人をいう。以下同じ。）

(9) 一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般財団法人をいう。以下同じ。）
(10) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する法人をいう。以下同じ。）
(11) 法人格を有しない団体であって，その団体の設立目的，組織，運営，事業内容等に照らし社会福祉を目的とする事業を適切に実施できると認められるもの（以下「法人格を有しない団体」という。）

8　助成の調整

助成の種別ごとに（地域福祉特別助成を除く。），助成計画において予定した助成額に，その助成の財源となる共同募金の実績額（広域助成にあっては，一般募金の実績額のうち助成計画において広域助成の財源とされた額をいい，地域助成にあっては，一般募金のうち助成計画において地域助成の財源とされた額を９に定めるところにより調整された額をいう。）が満たない場合には，助成計画の助成申請の各事業について，次の事項に関しその評価を行い，これに基づいて助成の優先順位を付け，優先順位の上位のものから順次助成することとし，又は助成額を減額して助成することとし，これにより，募金実績額の範囲内において助成を行なうようにするものとする。

(1) 地域課題や生活課題と助成申請の事業との整合性
(2) 事業内容の妥当性（目的，必要性，内容，方法，効果等）
(3) 事業実施の確実性（資金計画，実施体制，実施方法等）
(4) 広域助成にあっては，助成の地域均衡
(5) その他助成の調整にあたって必要な評価事項

地域福祉特別助成においては，助成の申請額の総額が助成を予定した額の総額を超えるときには，上記と同様の方法により調整し，助成の決定を行うものとする。

9　募金目標額の過不足の取扱い

一般募金において，募金目標額の過不足が生じた場合は，原則として，超過分は当該超過した市町村における地域助成の財源とし，不足分は当該不足した市町村の目標額の割合で再調整する。

10　助成対象外団体

次に掲げる者は，共同募金による寄付金の助成の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体
(2) 地方自治法第２４４条の２の規定による指定管理者
　指定管理者であっても，当該指定管理以外の業務に係る部分ついては，指定管理者にあたらないこと。
(3) 国又は地方公共団体からの業務受託者
　国又は地方公共団体からの業務受託者であっても，当該受託業務以外の業務に係る部分については，国又は地方公共団体からの業務受託者にはあたらないこと。
(4) 営利を目的とする者

(5)　社会福祉法第１２２条の規定に違反し，違反したときから３年を経過していない者
(6)　その他共同募金を助成することがふさわしくないと認められる者

11　助成対象外事業

次に掲げる事業は，共同募金による寄付金の助成の対象としない。
(1)　政治，宗教，組合等の運動の手段として行う事業
(2)　団体の構成員の互助共済を主たる目的として行う事業
(3)　その他共同募金を助成することがふさわしくないと認められる事業

第２　広域助成

１　助成対象事業

広域助成の助成対象事業は，運営事業，施設・設備整備事業，車輌整備事業及び全国大会等開催事業とし，各事業の内容は，次のとおりとする。
(1) 運営事業は，社会福祉事業等を運営する事業（施設又は設備の整備及び車輌の購入並びに全国大会等の開催を除く。）とする。
(2) 施設・設備整備事業は，社会福祉事業等の実施に必要な施設の整備，設備（車輌を除く。）の整備を行う事業とする。ただし，次に掲げるものは，含まないものとする。
ア　事業費が 500,000 円未満（特定非営利活動法人，法人格を有しない団体その他会長が認める者の行う事業にあっては，50,000 円未満）の施設・設備の整備
イ　法人事務所等管理的業務のみに供する施設・設備の整備
ウ　汎用性の高い設備及び利用頻度の低い設備の整備
エ　リース若しくはレンタル又は中古品による設備の整備
オ　介護保険事業に供する施設・設備の整備（特定非営利活動法人その他会長が認める者が整備する場合を除く。）
(3) 車輌整備事業は，社会福祉事業等の運営に必要な車輌の整備を行う事業とする。ただし，次に掲げるものは，含まないものとする。
ア　利用頻度の低い車輌の整備
イ　リース若しくはレンタル又は中古品の購入による車輌の整備
ウ　介護保険事業に供する車輌の整備（特定非営利活動法人その他会長が認める者が整備する場合を除く。）
(4) 全国大会等開催事業は，県社会福祉協議会その他の広域的に活動する社会福祉団体が全国大会又は関東ブロック大会を開催する事業とする。なお，市町村社会福祉協議会が開催する市町村社会福祉大会の開催は含まない。

２　各事業の助成対象者，助成対象経費，助成率，助成限度額等

運営事業，施設・設備整備事業，車輌整備事業及び全国大会等開催事業ごとの助成対象者，助成対象経費，助成率，助成限度額等は，次のとおりとする。

(1) 運営事業

ア　助成対象者

運営事業の助成対象者は，県社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，日本

赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ　助成対象経費

運営事業の助成対象経費は，社会福祉事業等を運営する事業に要する経費とする。ただし，次に掲げる経費は，助成の対象にしない。

a)　人件費（相談事業における専門相談員等福祉サービス等の業務に直接的にかつ専ら従事する者の人件費を除く。）

b)　管理的経費

c)　食料費

d)　国又は地方公共団体が負担することとされているもの　（児童福祉法による児童入所措置費，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付，介護保険法による保険給付その他の行政制度の支弁又は給付の対象となっている経費をいう。）

ウ　助成率

運営事業の助成率は，原則として３／４以内とする。ただし，次の場合には，１０／１０以内とする。

(1)　県社会福祉協議会に助成する場合

(2)　主たる運営財源が会費収入又は寄付金収入である者に助成する場合

(3)　全国共通助成テーマ又は本会の設定する助成テーマに合致する事業に助成する場合

(4)　地域福祉の推進に有効性が大きいと認められる事業に助成する場合

(5)　その他，会長が１０／１０以内の助成率によって助成することが適当と認める事業に助成する場合

エ　助成限度額

運営事業の助成限度額は，個々の事業ごとに会長が承認する額とする。

オ　連年助成の制限

１事業者の行う事業が，毎年度同じ事業内容である場合には，その事業については，原則として４年度目以降の助成はしない。ただし，過去３年間の事業評価等により地域福祉を推進するうえで，その必要性，有効性等が大きいものについては，この限りでない。

(2)　施設・設備整備事業

ア　助成対象者

施設・設備整備事業の助成対象者は，社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ　助成対象経費

施設・設備整備事業の助成対象経費は，施設の整備及び設備の整備に必要な経費とする。ただし，土地の購入費及び造成費は，助成の対象にしない。

ウ　助成率

施設・設備整備事業の助成率は，原則として３／４以内とする。

エ　助成限度額

施設整備事業の助成限度額は，次のとおりとする。

区　　分	助成限度額
助成を受けて整備する施設・設備が，社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合	１事業につき， ３００万円
助成を受けて整備する施設・設備が，社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合	１事業につき， １００万円
備考　一の施設・設備整備事業を，複数年度に分割して実施する場合には，単年度の事業とみなして上表の助成限度額を適用する。	

オ　連年助成の制限

１事業者が年度を続けて行う施設・設備整備事業については，初年度及び２年度に行う施設・設備整備事業に限って助成するものとし，３年度以降に行う施設・設備整備事業には助成しない。

(3)　車輌整備事業

ア　助成対象者

車輌整備事業の助成対象者は，市町村社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ　助成対象経費

車輌整備事業の助成対象経費は，車輌の購入に必要な経費とする。ただし，車輌本体の購入価格及び共同募金により購入した車輌である旨の表記に要する経費に限るものとし，車輌附属品の購入費及び自動車取得税，重量税等の租税は助成の対象にしない。

ウ　助成率

車輌整備事業の助成率は，原則として３／４以内とする。

エ　助成限度額

車輌整備事業の助成限度額は，次のとおりとする。

区　　分	助成限度額
助成を受けて整備する車輌が，社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合	１台につき， ２５０万円
助成を受けて整備する車輌が，社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合	１台につき， １００万円

オ　市町村社会福祉協議会に対する助成の特例

市町村社会福祉協議会が行う車輌整備事業に対する助成については，市町村社会福祉協議会がその市町村における地域福祉の総合的な企画及び実施について中心的役割を担っていることにかんがみ，その推進を支援するため，イ，ウ及びエにかかわらず，次によるものとする。

ａ）各市町村社会福祉協議会に対し，年次計画に基づき順次助成することを基本と

する。

b）助成の対象経費は，車輌の購入に要する経費（共同募金により購入した車輌である旨の表記に要する経費を含み，車輌付属品の購入費及び自動車取得税，重量税等の租税を除く。）とし，助成額は次のとおりとする。

排気量	助成額
６６０cc以下	１００万円以内
６６１cc以上	１２０万円以内

カ　複数台数の整備に係る助成の制限

車輌整備事業の助成の対象とする車輌の台数は，原則として１台とする。

キ　連年助成の制限

車輌整備事業については，年度を続けて助成しない。

(4)　全国大会等開催事業

ア　助成対象者

全国大会等開催事業の助成対象者は，県社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって，広域的に活動している団体とする。

イ　助成対象経費

全国大会等開催事業の助成対象経費は，全国大会又は関東ブロック大会の開催に必要な次の経費とする。

a）　会場（設備を含む。）借上料，会場設営に係る備品，消耗品購入代

b）　講演会の講師等の謝礼（旅費を含む。）

c）　資料作成費

d）　その他全国大会等の開催に必要と認められる経費

なお，次の経費は，助成の対象にしない。

ｲ）演芸等社会福祉と関係のない催し事に係る費用

ﾛ）全国大会等の開催に係る役員会等の経費

ﾊ）県外で開催される全国大会等の参加費用

ﾍ）その他共同募金を助成することがふさわしくない経費

ウ　助成額

事業内容を参酌して，会長が認める額とする。

3　複数事業に対する助成の制限

施設整備事業，設備整備事業及び車輌整備事業の助成については，これら３事業を通じて，原則として，１事業者につき，１事業又は１件に限るものとする。

4　助成の除外

申請時前年度の決算において次の条件にあてはまる法人には助成しない。ただし，広域助成の助成によって行おうとする事業が地域福祉の推進に大きく寄与するものである場合には，この限りでない。

（１）社会福祉法人は社会福祉充実残額のある法人。

（２）特定非営利活動法人等は、申請事業の総額が、申請事業に充当できる資金から現在計画されている事業の総額及び必要な運動資金を除き得た額と申請事業の総額を比較して概ね１０％未満の法人等。

5　助成の条件

広域助成の助成の決定には，次の条件を付されるものとする。

(1) 事業の内容又は経費の助成を変更する場合には，会長の承認を受けなければならないこと。

(2) 事業を中止し，又は廃止する場合には，会長の承認を受けなければならないこと。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には，速やかに会長に報告しその指示を受けなければならないこと。

(4) 事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業の完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 事業を行うために締結する契約については，一般競争入札に付するなど県又は市町村が行う契約手続きの取り扱いに準拠して行なわなければならないこと。

(6) 事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し，又は効用を増加した機械及び器具については，取得または増加した年度の翌年度から５年を経過するまで，会長の承認を受けないで助成の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保を供し，取り壊し又は廃棄してはならないこと。

(7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(8) 共同募金の助成を受けた後１年間は，その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならないこと。

(9) 事業が共同募金の助成金によって実施されるものであることを，市民に周知すること。

6　助成の申請等

広域助成の助成を受けようとする者は，本要領及び審査基準を参照のうえ共同募金助成（広域助成）申請書（様式第１号）に関係書類を添付して，市町村共同募金委員会会長（以下「委員会会長」という。）を経由して，会長に提出しなければならない。ただし，運営事業及び全国大会等開催事業の申請の場合には，委員会会長を経由しないものとする。

共同募金助成（広域助成）申請書の提出を行うことができる期間は，毎年度会長が別に定める。

会長は，広域助成の助成の申請に関し，必要に応じて委員会会長の意見を求めるものとする。

7　助成申請の審査

会長は，６の共同募金助成（広域助成）申請書の提出があったときは，当該申請書及び必要に応じて行う聞取り調査，現地調査等により申請の内容を審査する。

8　助成計画の作成

会長は，７の審査において助成を行うことが適当と認められるものにつき，広域助成に係る助成計画を作成する。

9　助成の決定

広域助成の助成の決定は，８の助成計画に盛り込まれたものについて，一般募金の実績額（一般募金のうち広域助成の助成の財源として配賦された額をいう。）の範囲内で行うことを原則とする。

会長は，助成の決定をしたときは，共同募金助成決定通知書（様式第２号）をその申請者に送付するものとする。

10　助成計画の決定及び助成の決定

８の広域助成に係る助成計画の決定及び９の広域助成の助成の決定は，配分委員会の承認を経て，理事会及び評議員会において行う。

11　助成金の交付

広域助成の助成金の交付は，事業完了後に行うことを原則とする。ただし，特別の事情がある場合には，事業完了前に交付することができるものとし，その場合には，事業完了後に精算を行うものとする。

なお，事業完了の確認は，１３に定めるところによる。

事業完了前に助成金の交付を受けようとする者は，助成金交付請求書（事業完了前交付）（様式第３号）を，会長に提出しなければならない。

12　事業完了報告

９の広域助成の助成の決定を受けた者（以下第２において「広域助成事業者」という。）は，事業を完了したときは，完了後１か月以内に共同募金助成（広域助成）事業完了報告書（様式第４号）に助成金交付請求書（事業完了後交付）（様式第５号）　及び関係書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし，事業完了前に助成金の交付を受けている場合には，助成金交付請求書（事業完了後交付）に代えて助成金精算書（様式第６号）を添えるものとする。

13　事業完了の確認

会長は，１２の事業完了報告書の提出があったときは，当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

14　検査等

会長は，広域助成事業者に対して，適時，助成金の使途について，その報告を求めるとともに，助成の使途に関係のある範囲でその検査を行うものとする。併せて，広域助成事業者に対して，次の事項について協力の依頼を行うものとする。

(1) 助成金の使途に関して，地域住民への周知を図ること。
(2) 住民やサービス利用者の意向を聴いて助成を受けた活動の評価を行うこと。

15　助成決定の取消

会長は，広域助成事業者が助成金を他の用途に使用し，その他助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは，助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この規定は，助成金の確定があった後においても適用する。

会長は，助成決定の取消をしたときは，その決定の内容を当該広域助成事業者に通知するものとする。

16　助成金の返還

会長は，次に掲げる場合には，期限を定めて助成金を返還させなければならない。

(1) 広域助成の助成の決定を取り消した場合において，当該取消に係る部分に関し，すでに助成金が交付されているとき。
(2) 広域助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において，すでにその額を超える助成金が交付されているとき。
(3) 広域助成事業者に交付された助成金の額が確定した場合において，決定時の助成割合を超える助成金が交付されているとき。

第３　地域助成

１　助成の基本

地域助成の助成は，委員会会長が第１の２の「助成の基本方針」に従いかつ地域の状況に応じて実施する。

２　助成対象事業

地域助成の助成対象事業は，市町村区域において存在する生活課題を解決するために行う福祉活動（第３において「地域福祉活動」という。）とする。 ただし，施設の整備については，原則として助成の対象としない。

３　助成対象者，助成対象経費及び助成額

(1) 助成対象者

地域助成の助成対象者は，市町村社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって委員会会長が地域の状況に応じて定める者とする。

(2) 助成対象経費

地域助成の助成対象経費は，地域福祉活動に必要な経費とする。ただし，第２の２の（１）のイのただし書に規定する経費は，助成の対象としない。

(3) 助成額

地域助成の助成額に関しては，委員会会長が地域の状況に応じて定める基準による

ものとする。

4　助成の申請

地域助成の助成を受けようとする者は，共同募金助成（地域助成）申請書（様式第７号）に関係書類を添付して，委員会会長を経由して，会長に提出しなければならない。

5　助成申請の審査

委員会会長は，４の地域助成の助成申請について，広域助成の助成申請の審査に準じて審査を行い，次の事項に配意するものとする。

(1)　市町村社会福祉協議会，地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民団体等と連携して地域の生活課題やニーズの把握に努め，地域助成によって，その生活課題等の解決が図れるように努めること。

(2)　地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民団体等の地域課題の解決に向けて行う活動を積極的に支援するようにすること。

(3)　共同募金推進会議の開催や助成に関する審査委員会を設置するなど市民の意見等が反映できるようにすること。

6　委員会会長の進達

委員会会長は，４の共同募金地域助成申請書を会長に進達するものとする。 進達期限は，毎年度会長が別に定める。

7　助成計画の作成

会長は，５の助成申請の審査において助成が適当と認められるものにつき，地域助成に係る助成計画を作成する。

8　助成の決定

地域助成の助成の決定は，７の助成計画に盛り込まれたものについて，市町村ごとに，一般募金の実績額（一般募金のうち当該市町村の地域助成の助成の財源として配賦された額をいう。）の範囲内で行うことを原則とする。

会長は，助成の決定をしたときは，共同募金助成決定通知書（様式第８号）を申請者に送付するものとする。

9　助成金の交付

地域助成の助成金の交付は，事業完了前に行うことを原則とする。

なお，助成金の交付を受けようとする者は，助成金交付請求書（様式第９号）を，委員会会長を経由して，会長に提出し，事業完了後に精算を行うものとする。

また，事業完了の確認は，１１に定めるところによる。

10　事業完了報告

８の地域助成の助成の決定を受けた者（以下第３において「地域助成事業者」という。）

は，事業を完了したときは，完了後１か月以内に共同募金助成（地域助成）事業完了報告書（様式第１０号）に，助成金精算書（様式第１１号）を添えて委員会会長を経由して，会長に報告しなければならない。

11　事業完了の確認

会長は，１０の事業完了報告書の提出があったときは，当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

会長は，事業完了の確認を委員会会長に委任する。委員会会長は，事業完了の確認を１０の共同募金助成（地域助成）事業完了報告書を会長に進達する際に行うものとする。

12　規定の準用

第２の５（助成の条件），同１０（助成計画の決定及び助成の決定），同１４（検査等），同１５（助成決定の取消）及び同１６（助成金の返還）の規定は，地域助成の助成について準用する。この場合において，これらの規定中「広域助成」とあるのは「地域助成」と，「広域助成事業者」とあるのは「地域助成事業者」と読み替えるものとする。

第４　歳末たすけあい助成

１　助成の基本

歳末たすけあい助成の助成は，委員会会長が，社会福祉法人全国社会福祉協議会及び社会福祉法人中央共同募金会が毎年度定める「地域歳末たすけあい運動実施要項」に従いかつ地域の状況に応じて実施する。

２　助成対象事業

歳末たすけあい助成の助成対象事業は，地域の関係機関，団体の協力のもとに新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう住民の参加や理解を得て行う様々な福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援活動や要支援者に対する生活支援活動等(以下第４において「歳末たすけあい活動」という。)とする。

なお，施設の整備については，原則として助成の対象としない。

３　助成対象者，助成対象経費及び助成額

(1) 助成対象者

歳末たすけあい助成の助成対象者は，市町村社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって委員会会長が地域の状況に応じて定める者とする。

(2) 助成対象経費

歳末たすけあい助成の助成対象経費は，歳末たすけあい活動に必要な経費とする。ただし，第２の２の（１）のイのただし書のａ），ｂ）及びｃ）に規定する経費は，助成の対象にしない。

(3) 助成額

歳末たすけあい助成の助成額に関しては，委員会会長が地域の状況に応じて定める基準によるものとする。

4　助成の申請

歳末たすけあい助成の助成を受けようとする者は，共同募金助成（歳末たすけあい助成）申請書（様式第１２号）に関係書類を添付して，委員会会長を経由して，会長に提出しなければならない。

5　助成申請の審査

委員会会長は，４の歳末たすけあい助成の助成申請について，広域助成の助成申請の審査に準じて審査を行い，次の事項に配意するものとする。

(1) 市町村社会福祉協議会，市町村民生委員児童委員協議会，社会福祉施設，地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民等が協力し，地域の状況や歳末時期の対象世帯の福祉ニーズを把握し，歳末たすけあい助成によって地域の福祉ニーズをもつ方や要支援者の支援が図れるように努めること。

(2) 地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民団体等と連携した活動やイベント等を実施する活動の積極的な支援に努めること。

(3) 共同募金推進会議の開催や助成に関する審査委員会を設置するなど市民の意見等が反映できるようにすること。

6　委員会会長の進達

委員会会長は，４の共同募金歳末たすけあい助成申請書を会長に進達するものとする。進達期限は，毎年度会長が別に定める。

7　助成計画の作成

会長は，５の助成申請の審査において助成が適当と認められるものにつき歳末たすけあい助成に係る助成計画を作成する。

8　助成の決定

歳末たすけあい助成の助成の決定は，７の助成計画に盛り込まれたものについて，市町村ごとに，当該市町村の歳末たすけあい募金の実績額の範囲内で行うことを原則とする。

会長は，助成の決定をしたときは，共同募金助成決定通知書（様式第１３号）を，申請者に送付するものとする。その事務については，歳末たすけあい募金を行った年度に実施する事業を対象として助成するものに限り，委員会会長が専決するものとする。

9　助成金の交付

歳末たすけあい助成の助成金の交付は，歳末たすけあいの趣旨にかんがみ，事業完了前に交付し，事業完了後に精算を行うものとする。

なお，事業完了の確認は，１２に定めるところによる。

また，助成金の交付を受けようとする者は，助成金交付請求書（様式第１４号）を会

長に提出しなければならない。

10　会計処理の特例

歳末たすけあい助成の助成の交付に関し，社会福祉法人茨城県共同募金会経理規程第８９条第１項に規定にかかわらず，委員会会長は，委員会会計責任者が収受した寄付金を会長に送付しないで，当該寄付金を９の助成金の交付の資金（歳末たすけあい募金を行った年度に実施する事業を対象として助成するものの資金に限る。）に充てることができるものとする。

11　事業完了報告

８の歳末たすけあい助成の助成の決定を受けた者（第４において「歳末たすけあい事業者」という。）は，　事業を完了したときは，完了後１か月以内に共同募金助成（歳末たすけあい助成）事業完了報告書（様式第１５号）に，助成金精算書（様式第１６号）を添えて，委員会会長を経由して会長に報告しなければならない。

12　事業完了の確認

会長は，１１の事業完了報告書の提出があったときは，当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

会長は，事業完了の確認を委員会会長に委任する。委員会会長は，事業完了の確認を１１の事業完了報告書を会長に進達する際に行うものとする。

８により助成の決定を委員会会長が専決したものに係る精算事務については，委員会会長が専決するものとする。

13　委員会会長の報告

委員会会長は，毎年度，会長が別に定める期日までに，歳末たすけあい募金助成状況報告書（様式第１７号）を会長に提出しなければならない。

14　規定の準用

第２の５（助成の条件），同１０（助成計画の決定及び助成の決定），同１４（検査等），同１５（助成決定の取消）及び同１６（助成金の返還）の規定は，　歳末たすけあい助成の助成について準用する。この場合において，これらの規定中「広域助成」とあるのは「歳末たすけあい助成」と，「広域助成事業者」とあるのは　「歳末たすけあい事業者」と読み替えるものとする。

第５　ＮＨＫ歳末たすけあい助成

１　助成の基本

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成は，社会福祉法人中央共同募金会が日本放送協会と協議して毎年度定める「ＮＨＫ歳末たすけあい実施要綱」に従って行うものとし，原則として広域的な福祉活動を対象とする。ただし，歳末たすけあい助成と重複しないものであって，ＮＨＫ歳末たすけあい運動に有効的な活動である場合には，小地域で行われる活動

であっても対象とする。

2　助成対象事業

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成対象事業は，次に掲げる事業であって，原則として新たな年を迎える時期に行われるもの（以下第５において「ＮＨＫ歳末たすけあい活動」という。）とする。

(1)　乳児院，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，母子生活支援施設，障害児入所施設，障害者支援施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム又は救護施設に入所している児童，障害児・者，高齢者又は要保護者を支援する事業

(2)　障害児通所支援又は障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）を利用している障害児・者を支援する事業

(3)　生活困窮者を支援する事業

(4)　被災者を支援する事業

(5)　その他要支援者（在宅の要保護児童，障害者，要支援高齢者等）を支援する事業

3　助成対象者，助成対象経費及び助成額

(1)　助成対象者

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成対象者は，社会福祉法人，更生保護法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって会長が歳末期における要支援者等の状況に応じて定める者とする。

(2)　助成対象経費

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成対象経費は，ＮＨＫ歳末たすけあい活動に必要な経費とする。ただし，第２の２の（１）のイのただし書のａ），ｂ）及びｃ）に規定する経費は，助成の対象にしない。

(3)　助成額

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成額に関しては，会長が別に定める。

4　助成の申請

ＮＨＫ歳末たすけあい助成を受けようとする者は，本要領及びＮＨＫ歳末たすけあい助成基準を参照のうえ共同募金助成（ＮＨＫ歳末たすけあい助成）申請書（様式第１８号）に関係書類を添付して，会長に提出しなければならない。提出を行うことができる期間は，毎年度会長が別に定める。

5　助成申請の審査

会長は，４のＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成申請について，当該申請書及び必要に応じて行う聞取り調査，現地調査等により申請の内容を審査する。

6　助成計画の作成

会長は，５の助成申請書の審査において助成を行うことが適当と認められるものにつき，

募金実績の見通しを踏まえつつＮＨＫ歳末たすけあい助成に係る助成計画を作成する。

7　助成の決定

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成の決定は，６の助成計画に盛り込まれたものについて，ＮＨＫ歳末たすけあい募金の実績額の範囲内で行うことを原則とする。

会長は，助成の決定をしたときは，共同募金助成決定通知書（様式第１９号）を申請者に送付するものとする。

8　助成金の交付

ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成金の交付は，事業完了後に行うことする。ただし，特別の事情がある場合には，決定・交付前に事業を実施できるものとする。

なお，事業完了の確認は，１０に定めるところによる。

事業完了前に助成金の交付を受けようとする者は，助成金交付請求書（様式第２０号）を会長に提出しなければならない。

9　事業完了報告

７のＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成の決定を受けた者（第５において「ＮＨＫ歳末たすけあい事業者」という。）は，事業を完了したときは，完了後１か月以内に共同募金助成（ＮＨＫ歳末たすけあい助成）事業完了報告書（様式第２１号）に助成金精算書（様式第２２号）及び関係書類を添えて会長に報告しなければならない。

10　事業完了の確認

会長は，９の事業完了報告書の提出があったときは，当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

11　規定の準用

第２の５（助成の条件），同１０（助成計画の決定及び助成の決定），同１４（検査等），同１５（助成決定の取消）及び同１６（助成金の返還）の規定は，ＮＨＫ歳末たすけあい助成の助成について準用する。この場合において，これらの規定中「広域助成」とあるのは「ＮＨＫ歳末たすけあい助成」と，「広域助成事業者」とあるのは「ＮＨＫ歳末たすけあい事業者」と読み替えるものとする。

第６　地域福祉特別助成

地域福祉特別助成については「社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成取扱要領」の定めるところによる。

第７　災害等準備金及び緊急配分金

１　災害等準備金

(1) 助成及び拠出

災害等準備金の助成及び拠出については，社会福祉法人茨城県共同募金会災害支援

制度運営要綱及び社会福祉法人茨城県共同募金会災害支援制度実施要領の定めるところによる。

(2) 災害等準備金に繰り入れて３年を経過したものの助成

災害等準備金に繰り入れて３年を経過したものについては，第６の地域福祉特別助成として助成するもののほか，本県の地域福祉の推進に必要かつ有効な事業に助成するものとする。

２　緊急配分金積立金の助成

緊急配分金積立金（災害等準備金制度発足前に，災害等により緊急に支援を必要とするために共同募金による寄付金を助成することを目的として積み立てたものをいう。）の助成については，社会福祉法人茨城県共同募金会緊急配分金取扱要領の定めるところによる。

第８　公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦

１　推　薦

本会は，共同募金以外の民間資金の有効活用による地域福祉の推進に資するため，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の依頼に基づき公益財団法人中央競馬社会福祉財団助成の推薦を行うものとし，その推薦にあたっては，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の定める助成要綱に従って行うもののほか，２，３，４及び５の定めるところにより取り扱うものとする。

なお，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成に申請しようとする事業と同じ内容のものを，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成以外の民間助成にも重複して申請しようとする場合には，推薦しない。

２　協議書による事前調整

公益財団法人中央競馬社会福祉財団助成の推薦にあたっては，その申請書の受理をする前に，　その申請を行おうとする者から公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成推薦協議書（様式第２３号）（以下「協議書」という。）の提出を求め，　推薦の可否等の事前調整を行うものとする。

協議書の提出期限は，毎年度会長が別に定める。

３　公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会の審議

会長は，２の協議書に基づき，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦について，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会に諮問し，その答申に基づいて推薦を決定するものとする。

４　推薦の決定通知等

会長は，２及び３により，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦を決定したときは，その結果を，協議書の提出のあった者に通知し，推薦することを決定した者に対しては，併せて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団が定めるところにより助成の

申請を行うよう指示するものとする。

5　申請書の審査及び進達

会長は，４の指示した者から公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の申請書の提出があったときは，当該申請書について，所要の審査を行い，公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団に進達を行うものとする。

付　則

1　実施期日

この要領は，平成２８年４月１日から実施する。ただし，平成２７年度以前の共同募金による寄付金の助成（地域福祉特別助成の助成を除く。）は，従前の例による。

2　市町村社会福祉協議会に対する車輌整備事業に係る助成に関する経過措置

市町村社会福祉協議会に対する車輌整備事業に係る助成は，当分の間，第２の２の（４）のオにかかわらず，従前の例により行うことができる。

3　この要領により難い事情があるときの措置

共同募金の助成等に関し，この要領により難い事情があるときは，会長の定めるところによる。

4　様式の補正

この要領で定める様式については，必要に応じ，会長が補正することができる。

5　規程の調整

社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成金助成要項（平成２４年３月２８日から施行）は，平成２８年３月３１日をもって廃止する。

6　市町村社会福祉協議会に対する車輌整備事業に係る助成に関する経過措置の廃止

付則２「市町村社会福祉協議会に対する車輌整備事業に係る助成に関する経過措置」は平成３０年３月３１日をもって廃止する。

7　実施期日

この要領は平成３０年４月１日から実施する。

この要領は平成３１年４月１日から実施する。